

# さきら友の会規約

## (名称)

第1条 この会の名称は「さきら友の会」といいます。

## (目的)

第2条 「さきら友の会」は、栗東芸術文化会館さきらが行う芸術文化事業を支援し、参加を促進することを目的としています。

## (会員)

第3条 会員は、「さきら友の会」の目的に賛同し、本規約を承認の上、所定の用紙により入会の申し込みを行い、年会費を納入し、会員証の発行を受けた方をいいます。なお、年会費は、納入後いかなる理由があってもお返しできません。

## (会員証)

第4条 会員には、会員証を発行します。なお、会員証を譲渡もしくは貸与することはできません。

## (会員資格の有効期限)

第5条 会員資格は、会員となった月から、翌年の同月末日までとします。ただし、退会の申し出がない場合は、自動的に1年間継続とみなし、翌年度の年会費をお支払いいただきます。

## (会員特典)

第6条 会員は、指定された各種特典を利用することができます。

## (退会)

第7条 会員の都合により退会するときは、所定の退会手続きをおこなうとともに、会員証を返却するものとします。なお、会費の納入がない場合は退会したものとみなすことがあります。その他、運営上支障がある場合には、会員資格を取り消す場合があります。

## (届出事項の変更など)

第8条 会員は、氏名・住所・引き落とし口座などに変更が生じた場合、ただちに届け出るものとします。届け出がない場合、通知その他の到着が遅延、または到着しなかったときも、異議は受け付けられません。

## (事務取扱)

第9条 「さきら友の会」に関する運営、事務取扱は、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが行い、その裁量により年会費・規約等の改定を行うことができるものとします。

## (個人情報取扱)

第10条 会員の個人情報の取扱に関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001:2006)に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で、適正に管理します。

## (規約の変更)

第11条 本規約等を変更した場合、速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

## (委任)

第12条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて定めるものとします。

附則 制定日 平成11年6月20日  
改定日 平成18年4月1日  
平成23年4月1日  
平成29年4月3日